

処分対象財産表

整理番号	294
------	-----

作成年月日：令和 8 年 8 月 26 日

基本事項	口 座 名	築館 1 号寮跡地・築館警察署署長宿舍跡地		
	前 用 途	県職員宿舍・警察署署長 宿舍	担 当 課	職員厚生課・管財課
	所 在 地	栗原市築館字留場遠の木 16 番 3、16 番 7		
	住 居 表 示			
	面 積 (登記簿面積)	2,848.96 m ² (2,848.96 m ²)	地 目 (登記簿地目)	宅 地 (宅 地)

敷地状況	現在の状況	更地		
	地形・地勢	不整形地。地勢は概ね平坦ですが、対象地北東や北西に傾斜（法面）も見られます。		
	道路の状況	対象地南東で建築基準法第 42 条第 1 項 1 号道路（道路管理者：栗原市）と接道しています。 対象地西側で建築基準法第 42 条第 1 項 3 号道路（幅員 4m 未満の箇所は建築基準法第 42 条 2 項道路）に接道しています。		
	私道負担	なし		
	土地境界の確認	済（令和 6 年 3 月 13 日）	国土調査	昭和 44 年 12 月
	占有物	・ 敷地内に空中線があります。		
	付属物等	・ 侵入防止のため、敷地に木柵が設置されています。 ・ 隣接地への土砂流入防止のため、対象地北東に土留め擁壁が残置されています。		

法 規 制 等	都 市 計 画 法 ・ 建 築 基 準 法	都市計画		都市計画区域（非線引き）		
		用途地域	種 別	第一種住居地域		
			建ぺい率	60%	容積率	200%
		地区・街区等		—		
		建築物の制限		・ 道路斜線制限 ・ 隣地斜線制限 ・ 日影規制 ・ 建築基準法第 22 条第 1 項（屋根性能） ・ 建築基準法第 23 条第 1 項（外壁）		
	その 他 の 法 令	法令及び規制の 名称		・ 宅地造成等工事規制区域 （宅地造成及び特定盛土等規制法） ・ 立地適正化計画（居住誘導区域外） （都市再生特別措置法） ・ 河川保全区域（対象地南東道路から 20m） （河川法）		

防 災 ・ 災 害 関 係	造成宅地防災区域		区域外	
	土砂災害警戒区域		区域外	
	津波災害警戒区域		区域外	
	水防法に基づく水害ハザードマップ		洪水：有 0.5m 未満 雨水出水（内水）：区域外 高潮：区域外	

諸 事 項	供給施設・ 排水施設の 状況	電 気	引込可	ガ ス	なし（プロパン）
		上水道	接面道路に本管なし 引込管有り	下水道	引込有り
		備考	・電気について、接面道路に配線があるため、引き込み可能です。引き込みに要する費用の一切は買受者の負担となります。 ・上水道について、いずれの筆も接面道路に本管がなく、隣接民地の地下を経由して引き込みをしています。引込管の維持管理に必要な費用等の一切については、買受者の負担になります。詳細は栗原市上下水道部施設課にお問い合わせください。 ・下水道について、敷地内に公共汚水柵があり、そこから接面道路の本管に接続しています。 ・供給施設、排水施設の状況は上記のとおりですが、現在使用可能か否かの確認は行っていないため、機能は保証できません詳細は以下の各担当部署に御確認下さい。 【電 気】 東北電力株式会社コールセンター 【ガ ス】 各ガス供給会社 【上下水道】 栗原市上下水道部施設課		
	交通機関	バ ス	JR 東北新幹線 くりこま高原駅より 約 5.4km 栗原市民バス 留場中河原バス停 約 0.26km（徒歩約 3 分）		
	公共施設等		・栗原市役所 約 2. km（徒歩約 27 分） ・旧栗原市立宮野小学校栗原中央病院分校 約 0.65km（徒歩約 9 分） ・栗原市立築館中学校 約 2.6km（徒歩約 36 分）		

	その他参考事項	・ 前述の占有物、付属物等については、現状での引渡しとなります。使用にあたり修繕または撤去等が必要となる場合の費用は、買受者の負担となります。 ・ この土地は現状での引渡しとなります。使用にあたり除草等が必要となる場合の費用は、買受者の負担となります。 ・ 対象地は、宅地造成等工事規制区域内のため、土地の造成には許可や届出が必要な場合があります。詳細については、東部土木事務所登米地域事務所までお問合せください。 ・ 対象地の一部は河川保全区域に含まれるため、土地の形状を変更する行為や工作物の新築等については、事前の許可が必要になる場合があります。詳しくは、河川管理者（宮城県東部土木事務所登米地域事務所）までお問い合わせください。 ・ 敷地の地盤強度については、調査を行っていないため不明です。地盤強度、地中埋設物及び土壤汚染等について、調査及び改良等が必要となる場合の費用は買受者の負担となります。 ・ 土壤汚染等については、調査を行っていないため不明です。土壤汚染等の調査及び改良等が必要となる場合には、買受者の負担となります。
--	----------------	--